

「福知山城から広がる 福がいっぱい福知山」ロゴマーク使用ガイドライン

福知山市商業観光課では、国内外からの観光誘客、消費拡大を推進するため、「福知山観光アクションプラン」を官民連携で策定し、国内外に向けた観光PRに取り組んでいます。アクションプランで決定した観光ビジョン（観光の目指す姿）である「福知山城から広がる 福がいっぱい福知山」を実現するために、ロゴマークを作成しました。

このロゴマークを市内外の多くの方々に広くご使用いただくために、使用にあたってのガイドラインを定めましたので、主旨をご理解の上、積極的にご活用ください。

1 ロゴマーク

（1）概要・コンセプト

【鬼も“まるくなる”福知山】

福知山の山にいる鬼が、福いっぱいであるくなったというイメージで描きました。福がいっぱいの福知山では“鬼は敵ではないのでは”と思うのです。鬼は抱え切れないくらいの、福知山の“福”を抱えてニンマリしています。福で満たされた私たちも、観光に来た人たちに溢れた福をお裾分けしているようなイメージも含みました。



（2）使用できるロゴマーク

ロゴマークのデータは、市ホームページにおいて無料でダウンロードし、ご利用いただけます。別途、データ提供が必要な場合は、お問い合わせください。

2 権利の帰属

ロゴマークに係る一切の権利は、福知山市に帰属します。

3 使用目的

ロゴマークは、福知山市の街中に溢れる「福」（＝観光資源）の発信、魅力向上に寄与する目的にのみ使用することができます。

4 使用申請・許可

本ガイドラインに則って非営利目的で利用する者は、個人、団体問わず、自由に使用できます。営利目的で使用される場合のみ、使用する2週間前までに、「「福知山城から広がる 福がいっぱい福知山」ロゴデザイン使用申請書」を福知山市商業観光課へ提出してください。

5 使用許可期間

使用許可期間は、申請者が申請した使用期間とし、変更等申出がない場合は自動更新とします。

6 使用料

原則として、無料とします。

7 使用の制限

次に該当する場合は使用できませんのでご注意ください。

- (1) 福知山市の信用や品位を損なうおそれがあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (3) 市が行う事業又は支援等を行う事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (4) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
- (5) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標または意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがある場合
- (7) 特定の個人や事業者、団体を福知山市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (8) その他福知山市が適切でないと判断した場合

8 使用上の遵守事項

- (1) ロゴマークのデザイン(形状・向き・比率等含む)を変更して使用することは、認められません。ただし、福知山市が特に認める場合は、その限りではありません。
- (2) ロゴマークの使用によって生じる問題等について、福知山市は一切関知いたしません。
- (3) ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。
- (4) 本ガイドラインに反した利用を発見した場合は、福知山市は使用者に対して改善又は使用の中止を求めることがあります。この場合において生じた損害について、福知山市は一切の責任を負いません。

9 問い合わせ先

福知山市産業部商業観光課

Tel : 0773-24-7076

Fax : 0773-23-6537

E メール : shoukan@city.fukuchiyama.lg.jp